

盛岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 3 月 20 日
変更 令和 3 年 5 月 20 日
変更 令和 5 年 12 月 20 日
盛岡市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

本市においては、北上高地と奥羽山脈に囲まれ、この山地の間を本流北上川が流れる平地と中山間地が混在し、農地の利用状況が異なっていることから、それぞれの地域の実態に応じた対策が求められている。

また、農業従事者の高齢化、後継者不足により、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努め、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。)第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。)に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組み、さらに新規就農者の参入を支援していく必要がある。

以上のような観点から、地域の特色を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携する体制を確立し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、盛岡市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する岩手県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する盛岡市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

遊休農地の解消目標は、管内の農地面積を、耕地及び作付面積統計における耕地面積と利用状況調査(農地法第30条第1項の規定による農地の利用の状況についての調査を行う。以下同じ。)により把握した遊休農地(同法第32条第1項第1号にいう農地)の合計面積として、解消目標とする遊休農地面積を、遊休農地に低利用農地(同第2号にいう農地)を加えた面積として定める。

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和5年3月)	8,600ha	10.3ha	0.12%
3年後の目標 (令和8年3月)	8,600ha	6.4ha	0.07%
目標 (令和13年3月)	8,600ha	0ha	0%

【目標設定の考え方】

目標最終年については、「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、ゼロを目標としている。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員による農地法(昭和27年法律第299号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農林振興局長通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3)遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1)担い手への農地利用集積目標

担い手への農地利用集積面積は、管内の農地面積を、耕地及び作付面積統計における耕地面積として、農地利用最適化交付金事業実施要綱における農地利用の最適化に向けた活動の実施による成果目標達成に向け、目標を定める。

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和5年3月)	8,600ha	3,859ha	44.9%
3年後の目標 (令和8年3月)	8,600ha	4,992ha	58.0%
目標 (令和13年3月)	8,600ha	6,880ha	80.0%

【目標設定の考え方】

目標最終年については、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」内の令和12年度(2030年度)目標である80%を目標値とする。

(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の策定と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、(ア)

農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について定期的に確認を行い、「地域計画」の作成・見直しを図り、農地中間管理機構事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1)新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人・法人含む)	新規参入者取得面積
現状 (令和5年3月)	5 経営体/年	16.8ha/年
3年後の目標 (令和8年3月)	10 経営体/年	18.5ha/年
目標 (令和13年3月)	10 経営体/年	18.5ha/年

【目標設定の考え方】

「もりおか農業・農村振興ビジョン2030」内の「新規就農者数」目標を参考に、1年の新規参入者数目標を10経営体とした。なお、取得面積は、平成30

年度から令和4年度までの新規参入者取得面積の平均値によるものである。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

市、農業協同組合、県農業会議、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

市、農業協同組合等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構等を活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者(個人、法人)の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

盛岡市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、盛岡市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力